

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 平成 29 年度 7 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7 月度の受付台数は 10,884 台で前年同月比 97.4%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 京都市へ報告の小荷物専用昇降機について

京都市における小荷物専用昇降機の定期報告の時期は、検査済証が交付された月になりますが、小荷物専用昇降機においては、確認検査が不要であったなどの事由により検査済証が交付されていない場合があります。この場合、定期報告の時期に関する手続が必要です。手続の内容については、京都市のホームページに掲載されています。

なお、検査は定期報告の前日 3 月以内に行われたものが有効であるため、検査に先立ち手続を行うことをおすすめします（指定された時期により、検査結果を使用できないことがあります）。

#### 2. 複数台の『「要是正の指摘あり」の改善完了届』について

複数台で定期検査報告している昇降機の、要是正箇所を改善した場合に提出する『「要是正の指摘あり」の改善完了届』について、下記の条件を満たしている場合に限り、複数台をひとまとめにして提出することができます。

- ① 複数台で定期検査報告を行なっている物件
- ② 『「要是正の指摘あり」の改善完了届』の 2.昇降機等種別、3. 定期検査年月日～5. 改善完了年月日の記載内容が全て同じである
- ③ 改善完了検査者が全て同じである

複数台で『「要是正の指摘あり」の改善完了届』を提出する際には、登録番号欄へ該当する全ての登録番号を記載してください。記載漏れのないようご確認のうえご提出願います。

#### 3. 既存不適格項目の特記事項欄記入について

特記事項欄へ記入が必要な既存不適格の記載内容については、今回の法改正にともない、既存不適格の項目が増えたこと、既存不適格には耐震関係のように時期で判断することになったものがあることなどから、特記事項欄への記載内容に漏れや誤りが散見されます。「2017 年版 昇降機定期検査報告書 作成要領」へ既存不適格に関する一覧表の記載、及び特記事項欄の記入例を掲載していますので、ご確認の上間違いのない記載をお願いします。また、今年度開催しました地域講習会に配布しました「既存不適格一覧表」を協議会ホームページに掲載しましたので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

#### 4. 荷物用エレベーターの戸開走行保護装置の既存不適格について

倉庫及び工場に設置の荷物用エレベーター(自動車運搬用を除く)は、一般利用者が立ち入らない環境で、予め運転者として指定された特定人がいる場合は、検査の対象外となっていました。今回の業務基準書の改訂にともない、操作盤がかご内に設置されている場合は検査の対象になると解説整理されました。「かご操作盤及び表示器」「外部への連絡装置」「かご内の停止スイッチ」のいずれかが設置されている荷物用エレベーターに戸開走行保護装置が設置されていない場合は、「既存不適格」として報告が必要です。ご注意ください。

#### 5. 定期検査報告書の記入漏れ及び記載誤りについて

6月の月報でもお願いしましたが、定期検査報告書の記入漏れや記載誤りが多くなっています。今回の法改正にともない、定期検査報告書の作成にはご苦労いただいておりますが、法改正に関わりのない箇所の誤りが多く、例えば主索本数の記載漏れ、検査員氏名の記載漏れや押印漏れ、特記事項欄の記載誤りなどが主なものです。協議会へご提出される前に、今一度ご確認くださいませようをお願いいたします。

#### 6. 検査結果表に記載の文字サイズについて

検査結果表に記載の文字が小さすぎて読み取れないことが散見されます。行政庁に報告しても読み取れないと思われる場合は、記載内容に間違いがなくても返却させていただくことがございます。できるだけ8フォント以上の文字サイズで記載願います。

#### 7. 「昇降機定期報告書 作成要領(2017年版)」記載訂正について

昇降機定期検査報告書作成要領(2017年版)の正誤表を別紙にてご連絡いたします。ご確認ください。

#### 8. 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」解説のご案内について

一般財団法人日本建築設備・昇降機センターより解説書のご案内がありましたので、別紙にてご連絡いたします。ご確認ください。

以上